

## 保護樹木・保護樹林・名木の制度について

### 1 保護樹木・保護樹林・ねりまの名木の指定基準

適切な維持管理が行われており、健全な生長が長期的に見込まれ、周囲の建物や構造物等に損害を生じさせる恐れがないものとし、以下の条件を満たすもの。

- (1) 保護樹木： 地上から 1.2m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上のもの。
- (2) 保護樹林： 高さがおおむね 5m 以上の高木を主体として構成されており、その樹冠投影面積が 300 m<sup>2</sup> 以上のもの。
- (3) 名 木： つぎの各号のいずれかに該当する樹木または樹林であって、適切な維持管理が行われており、健全な生長が長期的に見込まれ、樹木の生育および成長に必要な空間が将来に渡って確保されているものとする。
  - ① 歴史性のあるもの
  - ② 希少樹種
  - ③ 大径木
  - ④ 極めて優良な樹形または稀な樹形のもの

### 2 せんだ費用補助制度について

#### 【保護樹木】

- (1) せんだ費用の半額を補助する。ただし、次の額を上限とする。

(幹周は地上から 1.2m の地点で計測)

| 幹周        | 上限額       |
|-----------|-----------|
| 180 cm 未満 | 50,000 円  |
| 210 cm 未満 | 75,000 円  |
| 240 cm 未満 | 100,000 円 |
| 270 cm 未満 | 125,000 円 |
| 270 cm 以上 | 150,000 円 |

- (2) 所有者一人あたりの年間の補助額の上限額を 30 万円とする。
- (3) 同一樹木については、3 年に一度の補助を受けることができる。

#### 【保護樹林】

- (1) せんだ補助額は、保護樹木 1 本当たりの場合と同等とする。
- (2) 幹周 90cm 以上の樹木をせんだした場合に補助をする。  
(幹周は地上から 1.2m の地点で計測)
- (3) 所有者等の年間の補助額の上限額は、年間せんだ作業の本数に応じて次のとおりとする。

(平成 31 年 4 月改正)

| 年間せんだ本数     | 上限額    |
|-------------|--------|
| 1 本から 4 本まで | 50 万円  |
| 5 本から 9 本まで | 75 万円  |
| 10 本以上      | 100 万円 |

- (4) 同一樹木については、3 年に一度の補助を受けることができる。  
(せんだ場所を変えて、毎年補助を受けることができる。)

### 3 その他の所有者の支援制度について

#### (1) 活力度調査の実施

樹木医による樹木の活力度調査(外観診断)を新規指定時と、その後一定期をおいて行う。  
調査結果は管理の参考にしていただくため、所有者に送付する。

#### (2) 危険な枝折れ・カラスの巣の撤去

以下のような場合は、区の受託業者が緊急対応する。

- ・強風や雪により枝が折れて危険な状態のとき
- ・カラスが営巣し人を襲うようなとき

#### (3) 賠償責任保険

区が賠償責任保険に加入し、第三者に対し損害を与えた場合が補償の対象となる。

※補償対象は保険会社の判断による。

支払い限度額 対人＝1名：1億円 1事故：2億円  
対物＝1事故：3,000万円

#### (4) 保護樹林維持管理経費

保護樹林の面積に応じ下記に定める額を維持管理経費として補助することができる。

| 樹林面積  | 年間補助金額    |
|---|-----------|
| 1,000 m <sup>2</sup> 未満                         | 20,000 円  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満 | 40,000 円  |
| 2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 60,000 円  |
| 3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満 | 80,000 円  |
| 4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満 | 100,000 円 |
| 5,000 m <sup>2</sup> 以上                         | 120,000 円 |

#### (5) 名木保全経費補助

名木の保全のための設備工事に要した費用について、樹木1本あたり15万円まで補助することができる。

### 4 保護樹木等の解除について

#### (1) 保護樹木

所有者からの解除申請に基づき、区長が解除の決定を行う。

#### (2) 保護樹林・名木

所有者からの解除申請に基づき、緑化委員会へ解除の諮問を行う。

**【令和元年5月26日現在】**

**保護樹木:1,192本、保護樹林:72か所(187,148 m<sup>2</sup>)、名木:85件**